

令和 7 (2025) 年度フードバンク活動団体支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 県が交付するフードバンク活動団体支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 フードバンク活動を行う団体（以下「フードバンク活動団体」という。）が、生活困窮者や子ども食堂等の支援のために無償で配布する食品や生活必需品である日用品（以下「食品等」という。）及び食品等の受入・保管体制を強化するために行う設備整備の購入経費等に対して助成し、当該団体の活動を通じた生活困窮者等の支援を実施する。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、以下の要件を全て満たすフードバンク活動団体とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 県内に事業所を有する、法人格を有する団体であること。

イ 法人格を有しない任意団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

① 県内において主たる事業所の定めがあること。

② 代表者の定めがあること。

③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

④ 年度毎に事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等（これらの定めがない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

(2) 令和 7 年度において、継続的にフードバンク活動の実績があること。

2 前項の要件を満たす者であっても、次の各号に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

3 知事は、前項第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛てに照会することができる。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の（1）及び（2）の事業とする。

(1) 生活困窮者等に配布するための食品等の購入又は配布を行う事業

(2) 食品等の受入・保管体制を強化するための設備整備事業

2 補助金の交付の決定の日以後、次の取組をすべて実施した場合に補助の対象とするものとする。

- (1) 生活困窮者等を対象とした食品等の一斉配布会の開催（期間中 1 回以上）
 - (2) こどもや子育て世帯を対象とした食品等配布会の開催（期間中 1 回以上で（1）とは別開催）
 - (3) 利用者からの相談に対する適切な支援や支援関係機関等の案内
 - (4) こども（地域）食堂サポートセンターと連携したこども食堂への食品等の提供
- 3 補助金の交付の対象となる経費は、前項に掲げる取組に要する別表第 1 欄に掲げる経費とする。

（事業実施期間）

第 5 条 本事業の実施期間は、令和 8 (2026) 年 3 月 30 日までとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、第 4 条第 1 項の事業を実施するに当たり要する経費の実支出額とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 7 条 規則第 4 条の規定により、知事が別に定める提出期限までに提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書（別記様式第 1）
- (2) 所要額調書（別記様式第 2）
- (3) 支出予定額内訳書（別記様式第 3）
- (4) 事業計画書（別記様式第 4）

（補助の条件）

第 8 条 規則第 6 条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 11 により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返還しなければならない。

(9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(10) 食品等の適切な衛生管理体制及び徹底した感染防止対策を講じること。

(11) 県ホームページに当該フードバンク活動団体の情報を掲載することに同意すること。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

(2) 事業主体を変更すること。

(3) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をすること。

(変更の承認)

第10条 第8条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第5）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助対象期間内に予定している事業を完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、その理由を記載した状況報告書（別記様式第6）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定により、知事が別に定める提出期限までに提出すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書（別記様式第7号）

(2) 精算書（別記様式第8）

(3) 支出済額内訳書（別記様式第9）

(4) 事業実績報告書（別記様式第10）

(5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の請求)

第13条 規則第18条の規定により、知事が別に定める提出期限までに提出すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 交付請求書（別記様式第12）

(2) 交付決定通知の写

(事業名等の表示)

第14条 事業実施主体は、本事業により導入した設備に、本事業名等を表示するものとする。

附 則

この要領は、令和7(2025)年10月29日から適用する。

(別表)

1 対象経費	区分		内容
	(1) 消耗品費		・日用品の購入費 ・食品等の提供又は配送の際に要する消耗品の購入費
1 対象経費	(2) 燃料費		・食品等の配送、回収その他本事業の実施に直接必要な車輛燃料費
	(3) 食糧費		・食品の購入費 (酒類等、フードバンクの趣旨に適さないものを除く。)
	(4) 通信運搬費		・食品等の配送に要する費用
	(5) 設備整備費及び設備整備付帯費	設備整備費	・食品等の保管体制を強化するための設備（冷蔵・冷凍設備、物置、食品等保管庫等）本体の購入・作成等に要する経費
		設備整備付帯費	・食品等の保管体制を強化するための設備（冷蔵・冷凍設備、物置、食品等保管庫等）の設置等に要する経費（配送料、設置工事費含む）
2 補助率及び補助上限額	上記補助対象経費総額の 10/10 以内 ただし、1 の団体当たり、上限 300 万円とする。 なお、1 の団体が複数の活動拠点を有している場合は、1 の活動拠点当たりとする。		